

平成27年10月28日

陳情第20号

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。

厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善にあたるべきです。

全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より平均で9万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。このように、介護保険制度の開始当初より言われていた「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されていません。

国は、介護職員の低賃金の改善を図るため、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が引き下げられており、事業者は経営後退による賃金の引き下げや職員採用の非正規職員への切り替えを実施するなど、追いつめられています。現在、多くの施設で法定の人員配置基準以上の職員配置をしていますが(厚生労働省「2014年度介護事業経営実態調査」)、「配置の引き下げを検討」とする事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、国の責任で行うべき介護従事者の処遇改善や安全・安心な職員体制の最低限の保障を事業者任せ、あるいは保険料や利用料負担に転嫁する介護報酬での対応では自ずと限界が生じるため、抜本的な改善をはかることは出来ないことは、これまでの経過を見ても明らかです。必要な人材確保・離職防止の実質的な対策、および安全・安心の介護体制の確立の実現を図るためにも、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

【陳情項目】

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

平成27年10月28日

小田原市議会議員

武松 忠 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館3階

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 土谷 正明 ㊞